**長野県告示第290号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

令和6年5月27日

長野県知事 阿部 守一

1 病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
いでうら呼吸器内科・耳鼻咽喉科・消化器内科 医院	上田市古里1499-29	令和6年4月1日
アイグレーハート&ケアクリニック	茅野市本町東14-3	令和6年4月1日
踏入上原薬局	上田市踏入2丁目1206-21	令和6年1月1日
小松内科循環器科医院	上田市上田1493番地3	令和6年1月1日
中島歯科クリニック	上田市本郷604番地2	令和6年1月1日
南信州ハートクリニック	飯田市上郷黒田779-1	令和6年1月1日
高陵歯科医院	飯田市上郷黒田572-9	令和5年11月5日
ほたる薬局上郷店	飯田市上郷黒田781-1	令和6年1月1日
高島スター薬局	諏訪市高島1丁目13-18	令和6年1月1日
Kobayashi Dental Clinic	須坂市大字中島931番地	令和6年2月1日
オオクマ薬局	須坂市旭ヶ丘1-10	令和6年1月1日
上條歯科医院	茅野市仲町4-1	令和6年1月4日
パナケア調剤薬局	茅野市本町東15番60-8号	令和6年4月1日
チューリップ薬局	千曲市大字屋代99-1	令和6年4月1日
あづみのうえはらおとなこども歯科医院	安曇野市三郷温2716-1	令和6年4月1日
クスリのサンロード薬局岡谷店	諏訪郡下諏訪町字上赤砂4349番1	令和6年4月1日

2 指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事業所の所在地	訪問看護ステーション等の 名称	訪問看護ステーション等の 所在地	指 定 年 月 日
社会福祉法人 みま き福祉会	東御市布下6番地1	訪問看護ステーションみま き	東御市布下6番地1	令和6年2月20日
株式会社みつばさ	飯田市鼎上山3800-5	みつばさ訪問看護ステー ションしもすわ	諏訪郡下諏訪町字矢木東 219-76大門II 2F	令和6年1月29日

地域福祉課

長野県告示第291号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を休止する旨、次のとおり届出がありました。

令和6年5月27日

長野県知事 阿部 守一

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	休止年月日
せき泌尿器科クリニック	安曇野市穂高8255-1	令和6年2月29日
まつたか眼科	上田市常田2-33-11	令和6年3月1日
土居歯科医院	安曇野市豊科南穂高2729-1	令和5年11月9日
木暮医院	安曇野市三郷温546	令和6年1月1日

地域福祉課

長野県告示第292号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

令和6年5月27日

長野県知事 阿部守一

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	廃止年月日
北原歯科医院	下伊那郡松川町元大島1492	令和3年6月30日
百瀬歯科医院	諏訪市四賀257-3	平成31年2月28日
いでうら呼吸器内科・耳鼻咽喉科・消化器内科 医院	上田市古里1499-29	令和6年3月31日
いけだ内科・脳神経内科クリニック	安曇野市豊科5462-4	令和6年3月31日
小松内科循環器科医院	上田市上田1493-3	令和5年12月31日
中島歯科クリニック	上田市本郷604-2	令和5年12月31日
高陵歯科医院	飯田市上郷黒田572-9	令和5年11月4日
オオクマ薬局	須坂市旭ヶ丘1-10	令和5年12月31日
上條歯科医院	茅野市仲町8-7	令和6年1月3日
堀内医院	安曇野市穂高5914	令和6年2月29日

地域福祉課

長野県告示第293号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

令和6年5月27日

長野県知事 阿部守一

1 施術者又は助産師

氏名	住所	指定年月日
角田 博明	上田市中央4-16-8	令和5年12月1日
横内 明彦	岡谷市川岸中2-4-13	令和6年3月25日
西村 明子	長野市松代町松代1473-13	令和6年4月1日

2 施術所又は助産所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
角田鍼灸整骨院	上田市中央4-16-8	令和5年12月1日
フレアス在宅マッサージ長野 諏訪施術所	諏訪市四賀1844-6 岩波ビル2F-C	令和6年3月25日
真田接骨院	上田市真田町本原649-15	令和6年4月1日

地域福祉課

長野県告示第294号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた施術者から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

令和6年5月27日

長野県知事 阿部 守一

施術者

名 称	住 所	変更事項		変 更 年 月 日
		新	旧	
根橋 隼人	駒ヶ根市赤須町7-5 コ ーポツツイ 1号	駒ヶ根市赤須町7-5 コ ーポツツイ 1号	上伊那郡箕輪町中箕輪 12603-3	令和6年2月3日

地域福祉課

長野県告示第295号

令和5年長野県告示第160号（地方公営企業法及び地方公営企業法施行令による出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定）の一部を次のように改正し、令和6年7月1日から施行します。

令和6年5月27日

長野県知事 阿部 守一

本則の表中「朝陽」を「東和田」に改める。

障がい者支援課

長野県告示第296号

南信工科短期大学校及び技術専門校の令和7年度の訓練定員を次のように定めました。

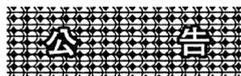
令和6年5月27日

長野県知事 阿部 守一

校 名	訓 練 職 種 (訓 練 科)	定 員	
		普通課程	短期課程
長野県南信工科短期大学校	機械科	人	人
長野県長野技術専門校	機械加工科	20	
	電気工学科	20	
	製版科	15	
	木造建築科	20	

長野県松本技術専門学校	電気工事科 自動車整備科 木造建築科 冷凍空調設備科	15 50 35 15	
長野県岡谷技術専門学校	ものづくり技術科 機械制御科 FA装置科 プロダクトマネジメント科		5 5 5 20
長野県飯田技術専門学校	自動車整備科 木造建築科	40 20	
長野県佐久技術専門学校	機械加工科 機械CAD加工科	10	20
長野県上松技術専門学校	木工科	40	

産業人材育成課



公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和6年5月27日

長野県佐久建設事務所長 大瀬木 弘

1 許可番号

令和5年12月4日 長野県佐久建設事務所指令5佐建第66-11号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

小諸市大字御影新田字和田原2718-1、2718-4、2719-1、2722-2、2723-3、2724-1、2724-4、2724-5

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

新潟県新潟市南区清水4501-1

株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和6年5月27日

長野県伊那建設事務所長 川上 学

1 許可番号

令和5年10月23日 長野県伊那建設事務所指令5伊建第129-8号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上伊那郡箕輪町大字三日町字東川原530-1、530-1先、530-2、531-1、531-2、532-1、532-2、533-1、533-2、534-1、534-2、535-1、535-2、536-1、536-2、537-1、537-2

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東御市加沢88-12

IPD ロジスティクス株式会社 代表取締役 岩下 貴

都市・まちづくり課